

官報

号外

昭和三十八年六月二十四日

○第四十三回 参議院會議録第二十七号

昭和三十八年六月二十四日(月曜日)

午前十時五十四分開議

議事日程 第二十七号

昭和三十八年六月二十四日

午前十時開議

- 第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 金属鉱業等安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出)
- 第七 不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出)
- 第八 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案

一、日程第三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第四 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、日程第五 金属鉱業等安定臨時措置法案

一、日程第六 生活環境施設整備緊急措置法案

一、日程第七 不動産の鑑定評価に関する法律案

一、日程第八 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十九日委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会

理事 岡田 宗司君(森元治郎君の補欠)

決算委員会

理事 大森 創造君(鈴木強君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

鉄道營業法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

国家公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に付託した。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

長雨等による被害の緊急措置に関する決議

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

同日内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく千九百六十二年の国際労働機関第四十六回総会で採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日パキスタン共和国国会議長モウル・ヴィ・タミズ・ワッディン・カーン氏から議長宛、東パキスタンのサイクロンによる被害につき去る一日議長から同議長に見舞電報を送付したのに対し、左の謝電を受領した。

わが国のサイクロンによる被害に際し、御慰問なお見舞の電報をいただき、パキスタン共和国国会を代表して閣下並びに参議院議員各位に対し衷心より感謝申し上げます。

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

建設委員

建設委員 谷村 貞治君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

鉄道新線建設緊急措置法案(久保三郎君外九名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

金属鉱業等安定臨時措置法案可決報告書

生活環境施設整備緊急措置法案可決報告書

不動産の鑑定評価に関する法律案可決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

農林水産委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

農林水産委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

農林水産委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

昭和三十三年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 會議 請假の件 特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案外三件

同 大蔵委員 堀本 宜実君
同 農林水産委員 井川 伊平君
同 北口 龍徳君
同 坪山 徳弥君
同 通信委員 白木義一郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 藤田藤太郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 吉田忠三郎君
同日災害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 吉田忠三郎君(永岡光治君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。参議院議員上原正吉君提出旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問に対する答弁書

昨二十三日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。森田タマ君から、病氣のため、会期中、請假の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案、

日程第二、恩給法等の一部を改正する法律案、

日程第三、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案、

日程第四、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上四案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、委員長に報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月四日 衆議院議長 清瀬 一郎 参議院議長 重宗雄三殿

別表第一中 国務大臣 会計検査院長 一九〇、〇〇〇円 人事院総裁

に、 「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員長」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員に給する法律の規定に基づいて昭和三十三年四月一日からこの法律の施行の日までの間に公正取引委員会委員長に支払われた給与は、改正後の特別職の職員に給する法律の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案 特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律

特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律

特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁 公正取引委員会委員長

「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員長」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月十一日 衆議院議長 清瀬 一郎 参議院議長 重宗雄三殿

恩給法等の一部を改正する法律案(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の二二」を「百五十分の二二・五」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第二十二條第三項中「第六十五條第二項から第五項まで」に改める。

附則第二十三條第六項中「と読み替へるもの」とし、同条第三号の規定により百五十分の五十から所要最短在職年数に不足する一年ごとに減する事は、警察監獄職員にあつては百五十分の三・五、その他の一般公務員にあつては百五十分の二・五とし、同号ただし書の率は、百五十分の二・五とする」を「と「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)」と読み替へるものとする」に改める。

附則第三十一條中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第四十三條を附則第四十四條とし、附則第四十二條の次に次の一條を加える。

(外國特殊法人職員期間のある者についての特例)

第四十三條 前條の規定は、日本政府又は外國政府と特殊の關係があつた法人で外國において日本專売公社、日本國有鐵道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので政令で定めるものの職員(公務員に相當する職員として政令で定めるものに限る。以下「外國特殊法人職員」という。)として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、同条中「外國政府職員」とあるのは「外國特殊法人職員」と、同条第四項において準用する附則第四十一條第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるものは「もの又はその遺族は、昭和三十一年十月一日から」と、前條第四項において準用する附則第四十一條第四項中「昭和三十一年十月」とあるのは「昭和三十一年十月」と読み替へるものとする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律の一部改正)

第三條 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律(昭和三十一年法律第百四十九號)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 附則

第三條中「前二條」を「第一條に、「第一條」を「同條」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の一部改正)

第四條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第百七十七號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に、「第二十三條」を「第二十三條第一項」に、「同條第一號」を「同項第一號」に改め、同條第三項中「第二十三條第一號」を「第二十三條第一項第一號」に、「同條」を「同項」に改める。

第四條中「第二十三條第二號」を「第二十三條第二項第二號」に、「同條」を「同項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十四號)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第十三條第三項中「及び附則第七條」を削る。

附則第十五條中、「附則第七條」を削る。

附則第十六條中「から第八條まで」を、「附則第八條」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(増加恩給の加給年額の改定等)

第二條 昭和三十一年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五條第五項本文に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、同條第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同條第二項から第四項までの規定による年額に改定する。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同月分までの加給の年額の計算については、改正後の恩給法第六十五條の規定にかかわらず、改正前の同條の規定の例による。

(普通恩給及び扶助料の年額の改定等)

第三條 昭和三十一年九月三十日において現に改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五號)以下「法律第百五十五號」という。附則第十四條第三號(同法附則第十八條第二項又は附則第三十一條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十一年十月分以降、その年額を改正後の同法附則第十四條第三號の規定により計算して得た年額に改定する。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同月分までの年額の計算については、改正後の法律第百五十五號附則第十四條第三號の規定にかかわらず、改正前の同條の規定の例による。

第四條 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と従前の年額との差額の停止については、昭和三十一年九月分までは、改正前の同法第二條又は第三條の規定の例による。

2 前項の規定は、第五條の規定による恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十四號)の改正に伴う経過措置について準用する。

(改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給与)

第五條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(以下「法律第百七十七號」という。)に基づき給与されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和三十一年十月から始めるものとする。

(扶助料の改定)

第六條 恩給法第七十五條第一項第一號に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七號第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十一年十月分以降、その扶助料を同條第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

(職權改定)

第七條 附則第二條第一項又は附則第三條第一項の規定による恩給年

額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一號)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「第四十三條」を「第四十四條」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第九條 附則第五條に規定する扶助料又は遺族年金を受ける権利を取得した者のうち、昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者の妻(遺族年金を受ける権利を取得した者については、婚姻の届出をしてないが、死亡した者と事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。)であつたことによりその権利を取得した者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第 号)の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年六月二十四日 參議院會議録第二十七號 特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外三件

八一七

昭和三十三年五月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第七条中「前条」を「前条の規定又は」に、「第二条又は」を「第二条若しくは」に改め、「第一条若しくは」は「第二条の規定」の下に（以下第七条の三第四項において「各年金額改定法の規定」と総称する。）を加える。

第二章中第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員（旧共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する給付（以下第三項において「長期給付」という。）に關する規定の適用を受けていた者に限る。以下この項及び次項において同じ。）で、昭和十六年十二月八日から

昭和二十三年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものの遺族に対しては、昭和三十三年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で昭和二十三年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

2 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十三年三月三十一日までの間に旧海軍共済組合の組合員であつた期間内に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので、その職務上の傷病によらないで同日までに死亡したものの遺族に対しては、昭和三十三年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年四月一日以後公傷病年金の支給を受けることとなつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

3 連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、長期給付に關する規定の適用を受けなかつた者（恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用を受けていた者を除く。）で、昭和十六年十二月八日から昭和二十三年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより廢疾となり、若しくは死亡し、又は廢疾となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものが、旧海軍共済組合の長期給付に關する規定の適用を受けていたものとすれば第三条又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭和三十三年十月分以後、その者又はその遺族に対して、第三条又は前二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

4 前三項の規定による年金の額は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六条第一項第二号及び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。

5 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。

第八条第二号中「第七条の二」を「前二条」に改める。

第十七条第一項中「並びに第七条の二の規定により年金及び一時金」を「第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七条の三の規定により年金に、若しくは第七条

の二」を、「第七条の二若しくは第七条の三」に改める。

第十九条第一項中「引き続き」を削る。

第二十條中「及び第七条の二」を「第七条の二及び第七条の三」に改める。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律の一部改正）

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和三十一年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項を削る。

第二条第三項中「第五項並びに」を削る。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律の一部改正）

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和三十三年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一条の二第二項中「及び第三項」を削る。

第二条第二項後段を削り、同条第七項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「第三項及び第五項」を「及び第四項」に

改め、「同条第三項の規定は第三項第二号若しくは第三号又は第五項の規定による年金額の改定の場合について」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第三条第四項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第二項、第四項及び第五項」を「第二項から第四項まで」に、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第二項及び第四項」に改め、「並びに同条第七項中同条第三項及び第五項に係る部分」を削り、「第一条第五項」を「第一条第四項」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「第四十三條」を「第四十四條」に改め、「適用を受ける者」の下に「新法又はこの法律の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。」を加え、同条ニ中「第四十二條第一項第三号」の下に「第四十三條」において準用する場合を含む。）を加える。

第九条第三号中「第四十二條第一項」の下に「又は第四十三條第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を加える。

第十五条第三項中「恩給法」とあるのは、「を十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万

円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは「改正恩給法」と改め、同条第四項中「課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」を削る。

第五十一条の二第四項第二号中「第四十二条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加え、同条第五項中「地方の職員等であつた長期組合員」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加える。

別表の備考第六号を削る。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「二年以内」を「二年以内」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第十七条の改正規定、第四条中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第十五条第三項及び第四項並びに第五十一条の二第五項の改正規定、第五条、附則第四條第四項、附則第五條並びに附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整)

第二条 この法律の施行の際、現に

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号。以下この項において「遺族援護法」という。)第二十三条第二項の規定により遺族給付金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由により第一条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の特別措置法」という。)第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者があつたに至つたものに支給する遺族給付金については、遺族援護法第三十二条の二の規定にかかわらず、当該年金を受けることができる者があつたことを理由とする支給の停止は、行なわれない。

2 前項の場合においては、改正後の特別措置法第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者に昭和三十一年十月一日以後支給すべき当該年金の額は、同条の規定にかかわらず、前項に規定する遺族給付金を受ける権利を有する者に当該遺族給付金が支給される期間、同条の規定による年金の額から当該遺族給付金の額に相当する額(当該年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、その額をその者の数で除して得た額)を控除した額とする。
(昭和三十一年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の改正に伴う経過措置)

第三条 昭和三十一年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律により年金の額を改定された退職年金又は遺族年金の改定年金額と従前の年金額との差額の支給の停止については、昭和三十一年九月分までは、

第二条の規定による改正前の同法第一条第五項又は第二条第三項の規定の例による。

2 前項の規定は、第三条の規定による旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律の改正に伴う経過措置について準用する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の改正に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する者をいう。以下同じ。)及び再就職者(同法第四十一条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が昭和三十一年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第三十八条に規定する組合員期間の計算につき第四条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第七條、第九條第三号又は第五十一条の二第四項第二号の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正

後の施行法の規定により、昭和三十一年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、第四条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。)若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)であるときは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3 昭和三十一年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族

年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

4 改正後の施行法第五十一条の二第五項の規定は、昭和三十一年十二月一日からこの法律の公布の日までの間に退職し、又は死亡した更新組合員又は再就職者について準用する。

5 昭和三十一年九月三十日において現に改正前の施行法別表の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務員による廃疾年金(施行法第二条第一項第三号に規定する公務員による廃疾年金をいう。)の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条及び同法別表の備考の規定による年金額に改定する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条」の下に、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十二号)附則第十六条第二項」を加える。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和

昭和三十八年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外三件

三十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一号を加える。

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

(昭和三十八年法律第 号)

附則第二条第一項の規定の適用を受ける者

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第七條 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより改正後の特別措置法第七條の三第一項の規定により支給される年金(同条第三項の規定により同条第一項の規定の例により支給される年金を含む)を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十

八年法律第 号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

附則第十一條第一項第六号中「外国政府」の下に「又は同法附則第四十三條に規定する法人」を加える。

附則第十六條第三項中「当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」を「当該退職一時金」に、「当該退職一時金基礎額に相当する金額」を「その金額」に改める。

附則第二十四條第十項中「若しくは第三項」を削る。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十八年六月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第一号ロ中「恩給公務員期間」の下に「(法律第五十五号附則第四十四條の規定の適用を受ける者(この法律の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む)のその適用に係る期間を除く)を加へ、同号へ中「第四十二條第一項第三号」の下に「(第四十三條において準用する場合を含む)」を加える。

附則第十一條第一項第六号中「外国政府」の下に「又は同法附則第四十三條に規定する法人」を加える。

附則第十六條第三項中「当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」を「当該退職一時金」に、「当該退職一時金基礎額に相当する金額」を「その金額」に改める。

附則第二十四條第十項中「若しくは第三項」を削る。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

(控除に関する経過措置)

第二条 更新組合員(転入組合員及び更新組合員又は転入組合員であつた者で再びその組合の組合員となつた者を含む。以下同じ)が、昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに退職した場合において、その者がこの法律による改正前の公共企業体職員等共済組合法附則第十六條第三項の規定によりその者が受ける退職年金又は減額退職年金の額から控除を受けたものであるときは、この法律の施行の日において、当該退職に係る退職一時金控除額に相当する金額に、当該退職年金又は減額退職年金の支給を受けることとなつた日の属する月の翌月からこの法律の施行の日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加算した金額をその者に支給する。この場合において、利子に相当する額の算出は、公共企業体職員等共済組合法第六十一條の第三項後段の規定の例によるものとする。

(更新組合員の組合員期間の計算に関する経過措置)

第三条 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に退職し、又は死亡した場合において、当該退職又は死亡の日以前に恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ)附則第四十四條第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、その者の組合員期間の計算につきこの法律に

よる改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」といふ)附則第五條第一項第一号の規定を適用するとなつたならば、除算されていた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

2 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した後退職し、又は死亡したときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

3 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、この法律の施行の日から起算して九十日以内に、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

(除算されていた実在職年の算入に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員(前条第一項に規定する者を除く)につき、法律第五十五号附則第四十四條第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五條第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月(その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月)分から、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2 この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員につき、法律第五十五号附則第四十四條第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五條第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族がその支給を受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は遺族年金の額を改定すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月(その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月)分から、当該年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

よる改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」といふ)附則第五條第一項第一号の規定を適用するとなつたならば、除算されていた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

2 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した後退職し、又は死亡したときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

3 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、この法律の施行の日から起算して九十日以内に、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

(除算されていた実在職年の算入に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員(前条第一項に規定する者を除く)につき、法律第五十五号附則第四十四條第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五條第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月(その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月)分から、当該年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

よる改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」といふ)附則第五條第一項第一号の規定を適用するとなつたならば、除算されていた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

2 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した後退職し、又は死亡したときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

3 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第五十五号附則第四十四條の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、この法律の施行の日から起算して九十日以内に、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

(除算されていた実在職年の算入に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員(前条第一項に規定する者を除く)につき、法律第五十五号附則第四十四條第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五條第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月(その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月)分から、当該年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

3 新法附則第十六条第三項の規定

は、第一項の規定による退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定の適用を受ける者

について、同項の期間のうち、公共企業体職員等共済組合法附則第十八条第一項に規定する重複期間に該当する期間があるときは、第二項に規定する日において、同条の規定の例により算定した金額の一時金を、同条の規定による一時金として、その者に支給する。この場合において、同条の規定により既に支給された金額があるときは、当該金額は、その支給すべき金額の内払いとみなす。

5 第一項及び第二項の規定は、更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族であつて、当該更新組合員又は更新組合員であつた者の死亡後に恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した者については、適用しないものとする。

（軍人普通恩給等との調整）
第五條 この法律の施行前に更新組合員が退職し、又は死亡したこと

により、その者又はその遺族が退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した後に、法律第五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したときは、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を算定して、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（その者の退職又は死亡の日が昭和三十一年十月一日以前であり、かつ、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が同日であるときは、昭和三十一年十月）分、当該年金の額を改正する。ただし、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を算定した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該更新組合員であつた者（更新組合員で死亡した者を含む。以下同じ。）又はその遺族が同項の規定により当該年金を受ける権利を喪失した日の属する月までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から

当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を算出した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、その者又はその遺族が当該年金を受ける権利を喪失した日の属する月の翌月において、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額をその者又はその遺族に支給する。

3 第一項の規定に該当する者が、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日（その日がこの法律の施行前であるときは、この法律の施行の日）から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなし、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が昭和三十一年十月一日であるときは、昭和三十一年十月）分、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2 新法附則第十六条第三項の規定は、前項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

第六條 法律第五十五号附則第四十四条の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した更新組合員であつた者又はその遺族につき、当該軍人普通

恩給等の基礎となる恩給公務員期間を当該更新組合員であつた者の組合員期間に算入すべき恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合において、その者又はその遺族が、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日（その日がこの法律の施行前であるときは、この法律の施行の日）から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者又はその遺族は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなし、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が昭和三十一年十月一日であるときは、昭和三十一年十月）分、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2 新法附則第十六条第三項の規定は、前項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

2 法律第五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した更新組合員（附則第三条第二項に規定する者及び同条第三項の申出をした者を含む。）が、前項に規定する一時金の支給を受けたものであるときは、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金から控除するものとする。

（旧外地特殊法人職員期間の算入に伴う経過措置）
第八條 更新組合員が退職し、又は死亡した後に、新たに新法附則第五條第一項第一号、新法附則第五條第一項第六号又は法律第五十五号附則第四十三條に規定する期間がその者の組合員期間に算入されることにより、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる

族一時金」と読み替へるものとする。

第七條 組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第五十五号附則第四十四条の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第五條第三項又は前条第一項の規定による申出をした者を含む。）については、当該一時金に相当する額を前二条の規定による給付金から控除するものとする。

2 法律第五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した更新組合員（附則第三条第二項に規定する者及び同条第三項の申出をした者を含む。）が、前項に規定する一時金の支給を受けたものであるときは、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金から控除するものとする。

（旧外地特殊法人職員期間の算入に伴う経過措置）
第八條 更新組合員が退職し、又は死亡した後に、新たに新法附則第五條第一項第一号、新法附則第五條第一項第六号又は法律第五十五号附則第四十三條に規定する期間がその者の組合員期間に算入されることにより、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる

昭和三十八年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外三件

ときは、昭和三十八年十月分から、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2 この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、新法附則第五条第一項第一号へ又は法律第五十五号附則第四十三条に規定する期間を当該退職年金、減額退職年金又は遺族年金の基礎となつた組合員期間に算入して、昭和三十八年十月分から、当該年金の額を改定する。

3 新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

(費用の負担)
第九條 附則第三条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

〔村山道雄君登壇、拍手〕
○村山道雄君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、公正取引委員会委員長、労働委員会委員長、地方自治法に規定する委員会の委員長、その他の特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

委員会は、公正取引委員会委員長の職務と責任の重要性等にかんがみ、その俸給月額を、現行の十四万四千円から十八万四千円に引き上げようとするものであります。

運用の状況、公正取引委員会の事務量の増加の状況、委員長の給与の変遷並びに今回これを引き上げる理由、委員長と委員の給与格差の問題、地方事務所の現状とその増設の必要性、審査官などの職員の待遇改善の問題等について質疑が重ねられました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わる、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案外二件について申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、第一に、恩給扶助料の年令制限の一部を解除いたしました。六十才未満の者にも一万五千円ベースによる年額が支給できるようにすること、第二に、増加恩給受給者の子女加給額を一律に四千八百円に増額すること、第三に、旧軍人の遺族に対する特別扶助料等の支給要件を緩和すること、第四に、加算年を算入して初めて普通恩給を受ける者の年金額の算出方法を改正すること、第五に、旧南滿洲鐵道株式會社等三公社と同種の事業を行なつていた在外特殊機關の職員期間を、外国政府職員期間の場合に準じて恩給公務員期間に通算すること等の改正を行なうものであります。

また、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案は、恩給法等の一部改正に準じて、第一に、更新組合員等につき、旧外国特殊法人の職員期間を組合員期間に通算すること、第二に、刑に処せられたること等により恩給を受ける権利または資格を失つた者が復権した場合に、これらの期間を組合員期間に通算すること等の改正を行なうものであるものであります。

員期間に通算すること等の改正を行なうものであるものであります。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案は、第一に、旧海軍共済組合の組合員であつた者が、戦時災害により傷病にかかり、または死亡した場合に、その者またはその遺族に対して年金を支給することとする

こと、第二に、今般の恩給法等の改正に準じて、旧令による共済組合等にかゝる六十才未満の者の年金ベースを一萬五千円まで引き上げるとともに、旧外国特殊法人の職員期間を組合員期間に通算すること等の改正を行なうとするものであります。

また、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案は、恩給法等の一部改正に準じて、第一に、更新組合員等につき、旧外国特殊法人の職員期間を組合員期間に通算すること、第二に、刑に処せられたること等により恩給を受ける権利または資格を失つた者が復権した場合に、これらの期間を組合員期間に通算すること等の改正を行なうものであるものであります。

内閣委員会におきましては、以上三案につきまして一括して審査を行なひましたが、その審査におきましては、文官及び旧軍人等の恩給について、恩給法上まだ残されている未処遇問題の解決、現行恩給法上、恩給受給者間に存する不合理、不均衡の是正、恩給及び共済年金について現職公務員

の給与ベースに対するスライド制確立等の諸問題に対する政府の所見、公共企業体共済組合に対する三公社からの追加費用の繰り入れ状況等について、熱心な質疑が重ねられました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わる、三案について討論に入り、まず、自由民主党を代表して下村委員長より、恩給法等の一部を改正する法律案に対し、内閣委員会所属各派共同提案にかゝる次の附帯決議を付して、三案に賛成の発言がありました。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
昭和二十八年度の恩給法の改正により、旧軍人等に恩給が支給されることになつてから、幾度か恩給扶助料の改善が行なわれ今日に至つては、が、なお、沖繩等に対する戦地加算の指定及び抑留加算の制定、元滿洲開拓指導員及び元滿洲州協和會職員に対する恩給法の適用、特別扶助料の支給範囲の拡大、昭和二十年十月四日付占領軍命令による一せい罷免者の救済等の未処遇問題の解決並びに恩給受給者間における不均衡の是正、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸の是正、旧海軍特務士官の仮定俸給基準の是正、傷病恩給における間差・裁定基準の是正、傷病年金における家族加給の支給、外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短期間を超える在職年並に抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。

さらに物価並びに国民生活水準の上昇に伴ひ、現職公務員の給与水準は漸次上昇しつつあるが、恩給及び各種年金の引き上げはこれに伴はず、恩給及び各種年金受給者は常に不利不安定な立場におかれ、現職

公務員の給与ベースに対する恩給等のスライド制確立の問題として重大な懸案となつてゐる。この恩給及び各種年金の合理的調整の問題については、第三十八回会においても、当委員会において、政府は常時調査研究の上、適切な措置を講ずべきであるとの附帯決議を行なつてゐる。

政府はこれらの問題について速やかに検討の上善処するよう要望する。

右決議する。

次いで、日本社会党を代表して山本委員より、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案」及び「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対して、委員会所属各派共同提案にかゝる次の附帯決議を付して、三案に賛成の発言がありました。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一、現行国家公務員共済組合法施行前の退職者及施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失なわれている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴ひ、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切な合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

次に、

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、公共企業体職員等共済組合法施行前の退職者と施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三、数次にわたる法律改正が年金の増徴等をまねくことのないよう、追加費用の繰入れについて充分配慮すべきである。

四、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴ない、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるに鑑み、年金額の実質価値を保全し得るよう適切な合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

討論を終り、三案について一括して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、附帯決議案についても、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、附帯決議に対し、小沢郵政大臣並びに徳安総理府事務局長より、それぞれ、決議の趣旨を尊重し、慎重に検討して善処したい旨の言明がありました。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、金属鉱業等安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

審査報告書

金属鉱業等安定臨時措置法案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年六月二十日
商工委員長 赤間 文三
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、金属鉱業等と関連産業界との協調による引取体制を確立することによつて、鉱産物の供給並びに価格の安定を図ろうとするもので、そのため五年を限つて金属鉱業等の国際競争力の強化と安定のための計画を定め、その計画に従ひ鉱産物の引取条件について関係産業間で取決を締結できるものとするほか金属鉱業等に対する政府の援助、鉱産物の安定取引のための勧告等所要の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため特に費用を要しないが、日本開発銀行その他政府関係機関の融資枠の増大確保を予定している。

金属鉱業等安定臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年六月十四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

金属鉱業等安定臨時措置法案
金属鉱業等安定臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業等に及ぼす影響に対処して、鉱産物の生産費の引下げを促進するとともにその生産及び価格を安定させる等金属鉱業等の国際競争力を強化するための措置を講ずることにより、金属鉱業等の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「鉱産物」とは、次に掲げるものをいう。

一 製造業の原材料として重要な金属の原料となる鉱物又は製造業の原材料として重要な鉱物のうち生産費の引下げを促進する必要があるものであつて政令で定めるもの

二 前号の政令で定める鉱物から生産される金属のうち生産費の引下げを促進する必要があるものであつて政令で定めるもの

この法律において「金属鉱業等」とは、鉱産物の生産の事業をいふ。

(基本計画)
第三条 通商産業大臣は、鉱業審議会の意見をきいて、金属鉱業等の国際競争力を強化してこれを安定させるための基本計画を定めなければならない。

基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 目標年度における鉱産物の生産費その他合理化の目標
二 目標年度における鉱産物の生産の目標
三 前二号に掲げるもののほか、技術の向上、設備の近代化その他国際競争力の強化に関する重要事項

基本計画は、鉱産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情を勘案し、鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを旨として定めるものとする。

通商産業大臣は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

(実施計画)
第四条 通商産業大臣は、毎年、鉱業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な実施計画を定めなければならない。

前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)
第五条 通商産業大臣は、鉱産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、鉱業審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(取決め)
第六条 鉱産物の生産の事業を営む者及びその需要者は、当該鉱産物(当該鉱産物が第二條第一項第一号の政令で定める鉱物の場合にあつては、当該鉱物又は当該鉱物から生産される同項第二号の政令で定める金属)の輸入の制限の廃止その他これに準ずる措置がとられることにより、当該鉱産物の販売価格が実施計画に定める生産費を下り、その生産の事業を営む者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、基本計画の達成に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の一月前までに通商産業大臣に届け出て、当該鉱産物の価格、数量、品質その他の取引に関する事項について、取決めを締結することができる。

通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないとき、その取決めの締結前に、その取決めの締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 前項に規定する要件に適合するものであること。

二 前項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

五 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めに締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決めに締結している者は、その取決めに廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、前条第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき。

二 前条第二項又は第三項の規定による処分違反したとき。

三 次条第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同条第二項の規定による請求に応じ、前条第二項又は第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

三項の規定による処分があつた場合を除く。）

(公正取引委員会との関係)

第八条 通商産業大臣は、第六條第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第六條第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(援助)

第九条 政府は、基本計画の達成を図るため、金屬鑛業等を営む者に對し、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(勧告)

第十条 通商産業大臣は、第二條第一項第二号の政令で定める金屬の原料となる鑛物の輸入価格その他の輸入取引の条件が著しく悪化し、当該金屬の生産費が実施計画に定める生産費をこえるおそれがある場合において、基本計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、鑛業審議会の意見をきいて、当該金屬の生産の事業を営む者に対し、当該鑛物の輸入取引の条件を改善すべき旨の勧告をすることができる。

二 通商産業大臣は、鑛産物について、第六條第一項に規定する措置がとられることにより、又は同項に規定する措置がとられた場合において当該鑛産物の供給が著しく均衡を失ふることにより、同項に規定する事態が生じており、かつ、その事態を克服するため特に必要があると認めるときは、鑛業審議会の意見をきいて、当該鑛産物の生産の事業を営む者及びその需要者に対し同項の取決めに締結すべき旨の勧告をし、又は当該鑛産物の生産の事業を営む者に対しその生産数量を制限すべき旨の勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第十一条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、金屬鑛業等を営む者又は鑛産物の需要者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、政令で定めるところにより、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

(赤岡文三君登壇、拍手)

○赤岡文三君 たい、議題となりまして、金屬鑛業等安定臨時措置法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

御承知のように、わが国の金屬鑛業は、鑛産物の輸入自由化にも関連し、現在きわめて困難な事態に直面をいたしておりますが、この法案は、このような事態に対処するための一つの方策として提出されたものでございまして、五年間の限時法であります。

その要旨を申し上げますと、第一に、この法案で対象とするものは、鑛産物すなわち、金屬鑛物、非金屬鑛物、地金類のうち、特に生産費の引き下げを要するものでございまして、これは政令で指定をいたすことにいたしております。

第二に、これら鑛産物を生産する金屬鑛業等の国際競争力を強化いたしまして、これを安定させるための基本計画並びに実施計画を策定したものであります。

第三に、この計画を達成するためには、必要ならば、生産者及び需要者は、鑛産物の価格数量等について、取りきめを締結することができ、この場合は独禁法を適用しないことにいたしておるのであります。

第四に、政府の援助及び勧告でございしますが、政府は、金屬鑛業等に對し、資金その他の援助に努めるとともに、特に必要のある場合には、取引に關する取りきめの締結または生産の制限の実施に關する勧告や原料鑛石の輸入条件を改善するための勧告もできることといたしておるのであります。

入条件を改善するための勧告もできることといたしておるのであります。

商工委員会におきましては、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に載ることになります。

おもな点を申し上げますと、まず金屬鑛業の安定と合理化のために、むしろ一手買取り機関の設置が必要ではないか、また、鑛区の調整、流通機構の整備に力を注ぐべきではないか、あるいは本法案の措置は鑛産物の自由化の利益を阻害することになりはしないか、また、中小鑛山の雇用対策は十分できているか、などの点が論議をいたしました。法案自体につきましては、適用対象や計画の具体的内容、取りきめの意義とその効果、政府の援助の実態、勧告の発動要件等が取り上げられたのでございまして、かくて質疑を終了し、討論に入りまして、別件に発言もなく、直ちに採決いたしました結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上報告を申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第六、生活環境施設整備緊急措置法案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木本雄君。

審査報告書

生活環境施設整備緊急措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十日

社会労働 鈴木 強
委員長 鈴木 強
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、下水道、尿尿処理施設等生活環境施設の整備に關して、昭和三十八年度を初年度とする五箇年計画を策定することにも、その実施に必要な措置を講ずることにより、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を図らうとするもので、妥当な措置と認める。なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として、約百五億圓が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、政府は、すみやかに本法に基づき五ヶ年計画を樹立しその内容を公表すること。なお計画対象は、出来る限り広範囲とすること。
二、生活環境を抜本的に改善するため、清掃法・下水道法等について、すみやかに所要の改正を行なうとともに、総合的な公害対策の樹立につとめること。
三、政府は、自治体に対して、自治体が責任をもつて清掃事業の適切な実施を期するよう行政指導すること。

昭和三十八年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 生活環境施設整備緊急措置法案

四、施設の整備にあつては、住民に負担をかけないようにつとめること。
五、清掃事業に關する地方交付税の算定基礎を現行に見合つてすみやかに合理化するようつとめること。
六、政府は、悪条件下にある清掃事業職員の待遇改善のため特別の配慮を行なうこと。
七、生活環境施設の設置にあつては、とくに農漁業に悪影響をあたえないよう配慮すること。
右決議する。

生活環境施設整備緊急措置法案
右
昭和三十八年三月四日
内閣総理大臣 池田 勇人

生活環境施設整備緊急措置法案
生活環境施設整備緊急措置法
(目的)
第一条 この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活環境施設 次に掲げる施設をいう。
イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水道

ロ 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において収集された尿尿又はごみを処理するために市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設
二 下水道整備事業 前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に關する事業で、都市計画法(大正八

年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。
三 終末処理場整備事業 下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に關する事業で、都市計画法(大正八

年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。
四 尿尿処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうち尿尿を処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。
五 ごみ処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。
生活環境施設に關する災害復旧事業は、前項第二号から第五号までの規定にかかわらず、下水道整備事業、終末処理場整備事業、尿尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

2

第三条 建設大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を、厚生大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

と、それぞれ五箇年計画として、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

四 前二号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般の学力を有すると認められた者

(第二次試験)

第七条 第二次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、民法、不動産に関する行政法規、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行なう。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前条の規定により第一次試験を免除された者に限り、受けることができる。

(第二次試験の一部免除)

第八条 次の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学（予科を含む）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校（以下この条において「大学等」と総称する。）において通算して三年以上法律学に関する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は法律学に関する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、民法

二 大学等において通算して三年以上経済学に関する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は経済学に関する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、経済学

の研究により博士の学位を授与された者については、経済学以上商学に関する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は商学に関する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学

(第三次試験)

第九条 第三次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に関する実務について行なう。

2 第三次試験は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補で、次条の規定による実務補習を受けた期間が一年以上のものに限り、受けることができる。

(実務補習)

第十条 実務補習は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能を修得させるため、不動産鑑定業者の事務所、第五十二条の規定による届出をした社団又は財団その他の建設大臣の認定する機関において行なう。

2 前項に規定するもののほか、実務補習に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(受験手数料)

第十一条 第一次試験を受けようとする者は五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は千円を、政令で定めるところにより、受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、不動産鑑定士試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(試験の施行)

第十二条 不動産鑑定士試験は、毎年一回以上、不動産鑑定士審査会が行なう。

(合格の取消等)

第十三条 不動産鑑定士審査会は、不正の手段によつて不動産鑑定士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 不動産鑑定士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて不動産鑑定士試験を受けることができないものとする。

(省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士試験に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 登録

(登録)

第十五条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有する者が、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となるには、建設省に備える

不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿に、氏名、生年月日、住所その他建設省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定士補が不動産鑑定士の登録を受けたときは、不動産鑑定士補の登録は、その効力を失ふ。

(欠格事項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者若しくは破産手続開始の決定を受けた者

四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

五 公務員で懲戒免職の処分を受けた者、その処分の日から三年を経過しない者

六 第二十号第四号又は第四十号第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

七 第四十号第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十号第一号の規定に基づきその登録が

一 死亡したとき。

二 第十六条第二号に該当するに至つたとき。

三 第十六条第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。

消除され、またその期間が満了しない者

(登録の手続)

第十七条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けようとする者は、登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 建設大臣は、前二項の規定による書類の提出があつたときは、遅滞なく、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録をしなければならない。

(変更の登録)

第十八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第十五条第一項の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第十九条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

一 相続人

二 後見人又は保佐人

三 本人

(登録の消滅)

第二十條 建設大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消滅しなければならない。

一 本人から登録の消滅の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けたことが判明したとき。

五 第十三条第一項の規定により不動産鑑定士試験の合格の決定を取り消されたとき。

(省令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第三章 不動産鑑定業

第一節 登録

(不動産鑑定業者の登録)

第二十二条 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては建設省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその効力がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。)は、建設省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては建設大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。)の氏名

三 事務所(名称及び所在地)

四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名(不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に

不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨)

五 不動産鑑定業以外の業務を行なつてゐるときは、その業務の種類

2 前項の登録申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 不動産鑑定業経歴書

二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面

三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面

四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

五 その他建設省令で定める書面

(登録の実施)

第二十四条 建設大臣又は都道府県知事は、同条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、同条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 建設大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 第十六条第六号又は第七号に該当する者

四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消滅され、その登録の消滅の日から三年を経過しない者

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消滅され、まだその期間が満了しない者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

(登録の更新)

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に登録更新の申請をしてその登録を受けなければならない。

一 建設大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。

二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けると

三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けると

四 建設大臣又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は建設大臣に通知しなければならない。

3 第一項の登録更新は、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

(変更の登録)

第二十七条 不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に關する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。

(書類の提出義務)

第二十八条 不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、次の各号に掲げる書類を建設大臣又は都道府

県知事に提出しなければならぬ。

- 一 過去一年間における事業実績の概要を記載した書面
- 二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の変動を記載した書面
- 三 その他建設省令で定める書面

一 不動産鑑定業を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 法人が破産により解散したとき。

四 法人が合併により解散したとき。

五 法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき。

六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。

(登録の消除)

第三十条 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

四 第二十二条第四項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。

五 第二十六条第二項の規定による通知があつたとき。

(廃業等の届出)

第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員

相続人

破産管財人

法人を代表する役員であつた者

清算人

不動産鑑定業者

六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。

(不動産鑑定業者登録簿等の供覧等)

第三十一条 建設大臣は次に掲げる書類を、都道府県知事は次に掲げる書類及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一 不動産鑑定業者登録簿

二 第二十三条第二項、第二十七条第二項後段又は第二十八条の規定により提出を受けた書類

2 建設大臣は、その登録を受けた不動産鑑定業者に関する前項各号に掲げる書類の写しをその不動産鑑定業者の事務所の所在地を管轄

する都道府県知事に送付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による書類の供覧に關し必要な事項は、政令で定める。(登録申請手数料)

第三十二条 登録申請者は、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内で政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

(無登録業務の禁止)

第三十三条 不動産鑑定業者の登録を受けない者は、不動産鑑定業を営んではならない。

(省令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 業務

(不動産鑑定士の設置)

第三十五条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なわなければならない事項についても、同様とする。

2 不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるための必要な措置をとらなければならない。

(不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者等による鑑定評価の禁止)

第三十六条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、不動産鑑定

定業者の業務に關し、不動産の鑑定評価を行なつてはならない。

2 不動産鑑定業者は、その業務に關し、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補でない者又は第四十条第一項若しくは第二項の規定による禁止の処分を受けた者に不動産の鑑定評価を行なわしてはならない。

(不動産鑑定士等の責務)

第三十七条 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従ひ、誠実に不動産の鑑定評価を行なうとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八条 不動産鑑定業者並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(鑑定評価書等)

第三十九条 不動産鑑定業者は、依頼者に、鑑定評価額その他建設省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならない。

2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に關し、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない。

3 不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、鑑定評価書

の写しその他の書類を保存しなければならない。

第四章 監督

(不当な鑑定評価等についての懲戒処分)

第四十条 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に關し、故意に、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に關し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止し、又はその不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、第三十三条又は第三十八條の規定に違反したときも、同様とする。

2 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に關し、相當の注意を怠り、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に關し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止すること

ができる。

3 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前二項の規定による禁止の処分を受けたときは、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

(不動産鑑定業者に対する監督処分)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号の一に該当す

るときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に關し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止すること

ができる。

2 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前二項の規定による禁止の処分を受けたときは、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

(不動産鑑定業者に対する監督処分)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号の一に該当す

るときは、その不動産鑑定業者に對し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分は、違反したとき、

二 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由があるとき、

(不当な鑑定評価に対する措置の要求)

第四十二条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が不動産鑑定業者の業務に關し不当な不動産の鑑定評価を行なつたことを疑ひに足りる事実があるときは、何人も、建設大臣又は当該不動産鑑定業者が登録を受けた都道府県知事に対し、資料を添えてその事実を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

(懲戒処分等の手続)

第四十三条 建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者について聴聞を行ない、なお必要があるときは、参考人の意見をきかなければならない。ただし、その処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者が、正当な理由がなく、聴聞に応じないとき

は、聴聞を行なわないうでその処分をすることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

3 建設大臣は、第四十条第一項前段又は第二項の規定による処分をしようとするときは、不動産鑑定士審査会の意見をきかなければならない。

(懲戒処分等の公告)

第四十四条 建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業者の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、建設大臣にあつてはすべての不動産鑑定業者について、都道府県知事にあつてはその登録を受けた不動産鑑定業者について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員にその業務に關係のある事務所その他の場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は勧告)

第四十六条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業者の適正な運営の確保又はその健全な発達を図るため必要があるときは、その登録を受けた不動産鑑定業者に對し、その営む不動産鑑定業に關し必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章 雜則

(不動産鑑定士審査会)

第四十七条 不動産鑑定士試験を施行し、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に對する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、その他この法律又はこの法律に基づく政令によりその権限に属せられた事項を処理させるため、建設省の附屬機關として不動産鑑定士審査会(以下「審査会」といふ)を置く。

第四十八条 審査会は、委員十人以上をもつて組織する。

2 委員は、不動産の鑑定評価に關する事項について学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。

第四十九条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、審査会に試験委員を置く。

2 試験委員は、試験の施行ごとに、審査会の推薦に基づき、建設大臣が任命する。

第五十条 審査会の庶務は、建設省計画局において処理する。

第五十一条 前四条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(不動産鑑定士等の団体)

第五十二条 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に關する業務の進歩改善を図ることを目的とする社団又は財団で、建設省令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に對して、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

第五十三条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産の鑑定評価の適正な実施の確保又は不動産鑑定業者の健全な発達を図るため必要があるときは、前条の規定による届出をした社団又は財団に對し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(名称の使用禁止)

第五十四条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、それぞれ不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いてはならない。

(農地等に関する適用除外)

第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、当該評価等の行為は、この法律にいう不動産の鑑定評価に含まれないものとする。

一 農地、採草放牧地又は森林の取引価格(農地、採草放牧地及び森林以外のものとするための取引に係るものを除く)を評価するとき。

二 損害保険の目的である建物の保険価額又は損害填補額を算定するとき。

三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による建築士事務所業務として、建物につき鑑定するとき。

第六章 罰則

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けた者

二 第三十三条の規定に違反して、不動産鑑定業者を営んだ者

三 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、業務を営んだ者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けた者

二 第三十六条第一項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

三 第三十六条第二項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

四 第三十八条の規定に違反して、業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を漏らした者

五 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分違反し

て、不動産の鑑定評価を行なつた者

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 不動産鑑定士試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

二 第二十六条第一項の規定に違反して、事務所を廃止し、又は設けた者

三 第二十七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

四 第二十八条の規定に違反して、書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をして書類を提出した者

五 第四十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十四条の規定に違反して、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いた者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十六条、第五十七、五十八条又は前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第六十条 第十九条又は第二十九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、附則第十八項中建設省設置法第二十二條の改正規定は、公布の日から施行する。

(特別試験)

2 昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験を行なう。

3 特別不動産鑑定士となる資格の特例
(不動産鑑定士試験に合格した者は、第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。
(不動産鑑定士補となる資格の特例)

4 特別不動産鑑定士補試験に合格した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

5 次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算し

て十三年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して二十年以上の実務の経験を有する者

五 行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に關する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

6 特別不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

7 次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士補試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して八年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

8 特別不動産鑑定士補試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

9 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験の合格者を定めるには、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参酌することができる。

10 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

する者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

(準用規定)

11 第十一條第二項、第十二條から第十四條まで、第二十條第五号及び第四十九條の規定は、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験に準用する。この場合において、第十三條第二項中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験」と読み替へるものとする。

(罰則)

12 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

(不動産鑑定士試験の施行に關する特例)

13 第十二條の規定にかかわらず、昭和三十九年においては不動産鑑定士試験を、昭和四十年においては第三次試験を行なわれない。

14 第三十三條の規定は、この法律の施行の際現に不動産鑑定業を営んでいる者のその不動産鑑定業について、昭和四十年三月三十一日(同日前に第二十三條の規定により登録を申請した場合において、同日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされる日)までの間は、適用しない。その期限の到来前に締結した契約に基づく債務の履行として行なう不動産の鑑定評価に關

昭和三十一年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 不動産の鑑定評価に関する法律案

しては、その履行を終る日まで
の間も、同様とする。

15 この法律の施行の際現に不動産
鑑定業者を営んでいる者が、引き続
き不動産鑑定業者を営み、かつ、昭
和四十年三月三十一日までに不動
産鑑定士補となつたときは、第三
十五條第一項後段の規定の適用に
ついては、その者が引き続き不動
産鑑定業者を営んでいる場合に限
り、政令で定める目までの間、そ
の者を不動産鑑定士であるものと
みなす。

(登録税法の一部改正)

16 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第七條ノ四の次に次の一條を加
える。

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動
産鑑定士名簿又ハ不動産鑑定士
補名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ区
別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 不動産の鑑定評価に関する
法律第十五條第一項ノ規定ニ
依ル登録

不動産鑑定士 金三千円

不動産鑑定士補 金千五百円

二 不動産の鑑定評価に関する
法律第十八條ノ規定ニ依ル登
録

不動産鑑定士 金百二十円

不動産鑑定士補 金六十円

(公認会計士法の一部改正)

17 公認会計士法(昭和二十三年法
律第三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第七條第三号中「又は司法試験
第一次試験」を、「司法試験第一次

試験又は不動産鑑定士試験第一次
試験に改める。

第九條に次の一号を加える。

五 不動産鑑定士試験第二次試
験に合格した者については、
経済学

(建設省設置法の一部改正)

18 建設省設置法(昭和二十三年法
律第三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條中第十八號の三を第十八
號の四とし、第十八號の二の次に
次の一号を加える。

十八の三 不動産の鑑定評価に
関する法律(昭和三十一年法
律第三十三号)の施行に関する
事務を管理すること。

第四條第三項中「第十八號の二」
を「第十八號の三」に改め、同條第
七項中「第十八號の三」を「第十八
號の四」に改める。

建設大臣の諮問に應じて
宅地制度審議會
に意見を述べること。

建設大臣の諮問に應じて宅地制度及
び不動産の鑑定評価に関する重要事
項を調査審議し、又は当該事項につ
いて建設大臣に意見を述べること。

不動産鑑定士試験並びに特別不動産
鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補
試験に関する事項を処理し、又は不
動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対
する懲戒処分について建設大臣に意
見を述べること。

第十二條第三号の次に次の一号
を加える。

三の二 不動産鑑定士試験並び
に特別不動産鑑定士試験及び
特別不動産鑑定士補試験の実
施に関する事務並びに不動産
鑑定士、不動産鑑定士補及び
不動産鑑定業者の登録及び監
督に関すること。

第二十二條に次の一項を加え
る。

2 宅地制度審議會は、第十條第
一項に規定する事項のほか、建
設大臣の諮問に應じて不動産の
鑑定評価の基準その他不動産の
鑑定評価に関する法律の施行の
準備のため必要な重要事項を調
査審議するものとする。

19 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第七十二條第七項第十六号の次
に次の一号を加える。

十六の二 不動産鑑定業者
(土地収用法の一部改正)

20 土地収用法(昭和二十六年法律
第二百十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第六十五條中第五項を第六項と
し、第六項を第五項とし、第三項
を第四項とし、同條第二項中「前
項」を「第一項」に改め、同項を同
條第三項とし、同條第一項の次に
次の一項を加える。

2 前項第二号の規定によつて鑑
定人に土地若しくは建物又はこ
れらに関する所有権以外の権利
の価格を鑑定させるときは、当
該鑑定人のうち少なくとも一人
は、不動産鑑定士でなければな
らない。

本委員会におきましては、一、地価
の高騰の原因とその対策の問題、一、
工場財団、鉄道財団、農地等を鑑定評
価の対象に含めなかつた理由、一、
公示制度を採用しなかつた理由、一、
公認会計士、税理士、土地家屋調査
士、建築士等の制度との関連の問題等
について、熱心な質疑が行なわれたの
であります。その詳細は會議録に譲
りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたと
ころ、武内委員より日本社会党を代表
して、武内委員賛成の旨の発言があり、
なお、次の附帯決議案が提出されまし
た。その内容は、

本法案における不動産鑑定士の評価
業務の対象には、農地その他を除外
しているが、わが国の土地政策の綜
合性より見て、将来その業務の対象

これらに関する所有権以外の権利の經
済価値を判定し、その結果を価額に表
示をすることをいうものであります。

本法案の要旨を申し上げますと、
第一に、不動産鑑定士及び不動産鑑
定士補の制度を定め、高度の国家試験
を実施するとともに、その合格者につ
いて建設大臣の登録を実施することと
いたしております。

第二に、不動産鑑定業者について、
建設大臣または都道府県知事の登録を
実施し、この登録を受けない者は不動
産鑑定業者を営んではならないことと
するとともに、不動産鑑定業者は、その
事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一
人以上置かなければならないこととい
たしております。

その他、試験の施行等のため、不動
産鑑定士審査会の設置、施行の日から
三年以内に限り一定年数以上の実務經
験者に対する特別試験の実施、土地収
用委員会における鑑定人に対する改正
措置等を定めております。

○北村暢君 だいたい議題となりまし
た不動産の鑑定評価に関する法律案に
ついて、建設委員会における審議の経
過並びに結果について御報告申し上げ
ます。

本法案は、土地等の適正な価格の
形成に資するため、不動産の鑑定評価
について権威ある鑑定人を確保し、不
動産の鑑定評価に関する業務の適正を
はかるための制度を確立しようとする
ものであります。ここで不動産の鑑
定評価とは、土地もしくは建物、または

〔北村暢君登壇、拍手〕

八三一

を農地等に拡大して、その万全を期すべきである。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「二年」を「三年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十三年五月二十八日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「二年」を「三年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭鉱山の保安設備の整備促進をはかること、保安確保の困難なものについては、廃山を円滑に行なわせることを目的として、昭和三十三年に二年間の限りとして制定されたものであります。本法律案は、その有効期限をさらに一年間延長して、昭和三十三年十二月二十四日までとしようとするものであります。

本委員会におきましては、急速なる石炭鉱山の経済情勢の変化にかんがみ、一年間の期限延長で、はたして十分かどうかを初め、石炭鉱山の保安状況、現行法の施行実績、今後の保安確保対策に及ぶ各般の問題につき、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細な会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終わり、討論に入り

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法(昭和二十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。
第十二条 国庫は、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市

町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下組合員等と総称する)の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつて共済関係の存する市町村に係る共済関係の存する市町村に係る共済金額(その農業共済組合又は市町村が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分けてその各地域につき共済掛金を定めておける場合にあつては、その者の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率)及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む)の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、次項の組合員の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により主務大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額に相当する金額を負担する。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村(以下組合員等と総称する)に係る第七十七条第一項の農作物共済掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲げる各級に区分して通次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率(別表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合員等に係る同項の農作物共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率)を同項の農作物共済掛金率に算入する。

国庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する市町村に係る共済関係の存する市町村に係る共済金額(その農業共済組合又は市町村が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分けてその各地域につき共済掛金を定めておける場合にあつては、その者の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率)及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む)の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、次項の組合員の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により主務大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額に相当する金額を負担する。

前項の蚕繭共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、左の各号に掲げる率を合計して得たものを当該都道府県に係る第八十八条第二項の蚕繭共済掛金標準率で除して得た商に相当する数とする。

一 当該都道府県の第八十八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一
二 当該都道府県の第八十八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一
三 当該都道府県の第八十八条第四項第三号の蚕繭超異常共済掛金標準率

第一項又は第三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十三条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村(以下組合員等と総称する)」を「組合員等」に改め、「共済掛金の一部に充てるため」の下に「政令の定めるところにより」を加え、同条第二項中「一部」を「全部若しくは一部」に改める。

掛金率で除して得た商に相当する数とする。

国庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する市町村に係る共済関係の存する市町村に係る共済金額(その農業共済組合又は市町村が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分けてその各地域につき共済掛金を定めておける場合にあつては、その者の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率)及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む)の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、次項の組合員の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により主務大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額に相当する金額を負担する。

前項の蚕繭共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、左の各号に掲げる率を合計して得たものを当該都道府県に係る第八十八条第二項の蚕繭共済掛金標準率で除して得た商に相当する数とする。

昭和三十八年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 農業災害補償法の一部を改正する法律案

第十三条の三中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等」とあるのは、「当該組合等」と読み替えるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が指定した組合等に対し、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稻についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 養蚕の業務を営む者

第十六条第一項中「成立したとき」の下に「合併によつて設立した場合を除く。」を、「前条第一項第一号の下に」又は「第二号を加え、（以下第一号資格者という。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

但し、耕作の業務及び養蚕の業務については、耕作の業務を営む者に就いては、その営む同項第一号の農作物ごとの当該業務の規模、養蚕の業務を営む者についてはその営む春蚕繭及び夏秋蚕繭ごとの当該業務の規模が、いずれもその農作

物ごと又はその蚕繭ごとに政令の定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当する者については、当該各号に掲げる者について
も、また前項本文と同様とする。
但し、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部又は蚕繭若しくは夏秋蚕繭のいずれかをその共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされてその営む当該農作物ごとく若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていない場合において、その行なつていない共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。

前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第一号加入資格者

二 農業共済組合が成立した後に該當して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第二号加入資格者という。）

に、組合員でない者が第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者について、当該農業共済組合が現に行なつてゐる農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物と若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模のいづれかが前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき、

その第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者第十六条第四項中「左に掲げる者を組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

業共済組合が同項の規定により、その共済組合の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類のとして農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格

者又は第二号加入資格者で、当該農作物共済又は蚕蠶共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物又は春蚕蠶若しくは夏秋蚕蠶につき耕作又は養蚕の業務を営むものうち、その営む当該農作物ごと又は当該蚕蠶の営む当該農作物の規模のいづれか第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しているものについても、また同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「農業共

（総代）を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止」を「廃止」を、全部の廃止に改め、同条第二項中、第十六条第四項各号の一に該当するものを削り、消滅の下に（第四十七條第一項の規定による場合を除く。）を、（但し、の下に「省令の」を加え、同条第一項を加える。

但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの（省令で定めるものを除く）は、定款の定めるところにより脱退することができる。

第二十二條第一項中「その者が組合等であるときは、その組員等」を「農業共済組合を設立する場合にあつては法人を除き、出席した組員が有する資格を有する法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十三條第一項ただし書中「當然加入資格者」を「第二号加入資格者

及び第二号加入資格者の総数」に改める。

第二十九条を次のように改める。

濟事業」の下に「の種類及びその種類別の共済目的の種類」を加へ、同項第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加へ、同条第三項中その旨の下に「総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項」を加へる。

第三十一条第九項中「組合員が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人たる業務を執行する役員を含むもの」とし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。」可意者が組合等であるとする。」

ときは、その組合員等とて、農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の組合員等て法人でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者

同条第八項の次に次の一項を加える
役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が總會（創立當時の役員は、創立總會）において選任することができる。
第四十五條の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 共済事業の種類又は共済目的の種類を変更するためにするもの

款の変更の議決

第五十一条第一項及び第二項中「組合員」の下に「法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。」を加える。

第八十四条第三項中「に掲げる食糧農作物」を「の農作物」に改める。

第八十五条第一項中「命令で定める場合を除いては」を削り、同項の次に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわなければならないとする。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわなければならない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稲に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なり農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稲につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合という。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。

一 当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていないときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行なわれていない共済事業と同種の共済事業は、行なわれない。

二 当該合併の際、合併組合のすべてが行なり農作物共済又は蚕繭共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

三 当該合併の際、合併組合の一部につき（当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して）農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていない場合に、その他の合併組合の行なりその行なわれていない共済事業と同種の共済事業において（当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該共済事業において共通して）共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

四 前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とする蚕繭共済を行なう。

農業共済組合が合併した場合において、合併組合の全部が当該合併の際第四項の規定による指定を受けていた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

農業共済組合が合併する場合（その一部が第四項の規定による指定を受けている農業共済組合である場合に限る。）において、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合の行なり農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき、当該合併後最初に始まる第百十條第一号に掲げる期間から病虫害を共済事故としないうとする。

ときは、その合併しようとする農業共済組合が、共同して、主務大臣に対し当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合について同項の規定による指定をすべき旨の申請をすることができる。この場合においては、その合併しようとする農業共済組合は、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

第六項及び前項後段の総会の議決には、第四十三條第二項の規定を準用する。

この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手續及び当該農業共済組合又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る経過措置に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五條の三第一項中「二以上」を「二個以上」に改め、同条第四項中「第二項を」前項に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八十五條の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十條第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五條の四第一項中「前条第四項を」第八十五條の三第三項に、「同条第六項を」同条第五項に改め、同項第三号中「家畜共済関係」を

「当該共済関係」に改め、同項第四号中「任意共済関係」を「当該共済関係」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第三項中「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に改める。

第八十五条の五中「前三条」を「この法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項」に改める。

第八十五条の七中「第八十五条第一項」を「第八十五条第一項乃至第九項及び第十一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「読み替えるを」を「読み替える」と改める。

「第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第七項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前項後段若しくは第七項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第八十五条の八第二項第一号」と改める。

「当該共済関係」に改め、同項第四号中「任意共済関係」を「当該共済関係」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第三項中「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に改める。

しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項及び第九項後段中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第四項」と、同条第十一項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」と読み替える」に改める。

第八十五条の八に次の四項を加える。

市町村が第八十五条第三項に規定する農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なう場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

市町村が第八十五条第三項に規定する農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なう場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一 一個の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつていないときは、その行なつていない共済事業と同種の共済事業は行なわれないものとし、当該農業共済組合がその行なつていない農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としていないときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭は当該市町村の農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二 二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは

「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは

「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは

「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは

「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

市町村が第八十五条第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその

指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時に、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、」を削り、「受けなければならない。」を受けて「当該共済事業の全部を廃止することができる。」に改め、同条第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十に次の二条を加える。

第八十五条の十一 この法律に規定するもののほか、共済事業を行なう市町村につき賠償分があつた場合における当該賠償分合に係る市町村の行なつていた当該共済事

業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に關し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業協同組合に委託することができ。

農業協同組合は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

第八十六条に次の一項を加える。

第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稲に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。

第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条に改め、同条第二項中「これを」を「滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納

する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三銭の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

第四百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第四百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者」というを削り、「」と当該公示に係る」を「第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の

実施に關する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者という。）と当該公示に係る」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なっていない場合において、その行なっていない共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りでない。

第四百四条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）を農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者」に、「同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第四百四条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種

類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用

する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類のしない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なつていない市町村が第八十五

条の七において準用する第八十五条第三項の規定によりその共済目的の種類のしない農作物若しくは蚕繭共済をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類のしない農作物若しくは蚕繭共済とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類のしない農作物共済若しくは蚕繭共済とすることとなつたときは、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類のしない農作物共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の当該業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準

に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第五項本文の二第一項中「である第十六条第一項但書に規定する者」を削り、「及び蚕繭共済を」「又は蚕繭共済に改め、「存しないもの」の下に「当該農業共済組合が現に行なつていない農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類のしない農作物共済又は蚕繭共済の農作物又は蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営んでいる者に限る。」を加え、同条第二項中「農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（前条第五項の条例で定める者を除く。）」に改め、「存しないもの」の下に「当該市町村が現に行なつていない農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類のしない農作物共済又は蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第四項を削る。第百四条の三「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「共済目的が」を「又は同項第二号の蚕繭が」に、「当該共済目的」を「その期間に係る当該農作物又は蚕繭」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されるものとする。共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることが他の共済事業の本質に於て著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする旨を都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

第百四条の四第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）」に改め、同条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「共済事業を行つ市町村との間に当該共済関係の存する者については、第百四条第三項但書」を削り、同項に後段として次のように加える。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類のしない農作物共済とすることとなつたとき、その時に、その組合等との間に当該共済事業の共済関係の存する者で、その他の共済目的の種類のしない農作物又は蚕繭の業務を営んでいないものに係る当該共済関係は、消滅するものとする。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類のしない農作物共済とすることとなつたとき、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者は、その営む第八十四条第一項第一号の農作物共済又は同項第二号の蚕繭共済の規模が第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物又は蚕繭につ

いて、当該基準に達しない年ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることが出来る。

第一百四条の五第二項中「共済目的」を「年産の当該農作物又は蚕繭」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百五条第二項中「定款等で」を「命令の定めるところにより定款等で」に改める。

第一百六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当り共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

第一百六条第二項中「当該共済目的」を「当該共済目的の種類」に、「百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において」を「百分の九十に相当する額を限度として主務大臣が定める二以上の金額につき」に改め、同条第三項中「蚕繭共済の」を「前項の単位当りに」、「次条第三項」を「第八八条第三項」に、「一律に定款等でこれを定める」を「省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

蚕繭共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当り共済金額に、組合員等

が省令の定めるところにより桑葉の生産事情等を勘案して定めるその播立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第八八条を削り、第七七条第一項中「農作物共済及び」及び「農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行なう市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう」を削り、「基準共済掛金率」を「蚕繭基準共済掛金率」に改め、同条第二項中「基準共済掛金率」を「前項の蚕繭基準共済掛金率」に改め、「合計額の下に」の見込額を加え、「共済掛金率」を「蚕繭共済掛金率」に改め、同条第四項中「共済掛金率」を「第二項の蚕繭共済掛金率」に、「単に通

常標準被害率」というを「蚕繭通常標準被害率」というに、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「通常共済掛金率」を「蚕繭通常共済掛金率」に、「単に異常標準被害率」というを「蚕繭異常標準被害率」というに、「異常標準被害率」を「蚕繭異常標準被害率」に、「異常共済掛金率」を「蚕繭異常共済掛金率」に、「超異常共済掛金率」を「蚕繭超異常共済掛金率」に改め、同条第五項中「前項の通常共済掛金率、異常共済掛金率、超異常共済掛金率及び蚕繭通常共済掛金率、蚕繭異常共済掛金率、蚕繭超異常共済掛金率」を「蚕繭通常共済掛金率、蚕繭異常共済掛金率、蚕繭超異常共済掛金率」に改め、同条を第八八条とし、第八六条の次に次の一条を加える。

第七七条 農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつては、その区域、共済事業を行なう市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。）ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。前項の農作物基準共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、左の率を合計したものである。

一 省令で定める一定年間における各年の被害率（以下本条において単に被害率という。）のうち、主務大臣が定める通常標準被害率（以下農作物通常標準被害率という。）をこえないものに

あつてはその被害率を、農作物通常標準被害率をこえるものに

あつては農作物通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物通常標準被害率という。）

二 被害率のうち、農作物通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物異常共済掛金基準率という。）

組合等は、第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとに、当該組合等の区域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに共済掛金率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの共済掛金率は、当該地域に係る地域基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その地域基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとする各地域基準共

済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る第一項の基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

農作物通常共済掛金基準率及び農作物異常共済掛金基準率は、三年ごとに一般に改訂する。

第九九条を次のように改める。

第九九条 組合等は、農作物共済については、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、第九十六条第一項の単位当り共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等に係る基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の収獲量を差

し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の播立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収獲量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収獲量は、組合員等に係る単位当り基準収獲量に、当該組合員等についての第九十六条第三項の播立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

第一項の基準収獲量及び前項の単位当り基準収獲量は、主務大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第一百十条中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百十一條第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第一百十一條の二第二項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第一百二十一条第一項中「保険することを目的とする」を「保険する事業を行なう」に改め、同条第二項中「前項の規定による目的」を「前項に規定する事業」に、「保険すること」を

農共済掛金標準率と蚕繭超異
常共済掛金標準率とを合計して得
た率を乗じて得た金額に相当する
金額とする。

政府の家畜共済に係る再保険料
率は、農業共済組合連合会の家畜共
済に係る保険料率と同率とする。
第百三十七条第二号中「家畜共済」
を「家畜共済に係るもの」に改め、
同号を同条第三号とし、同条第一
号中「農作物共済及び蚕繭共済」を
「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ご
とに、当該共済目的に係る総支払保
険金のうち、当該共済目的に係る」
を「種類たる蚕繭ごと及び農業共済
組合連合会ごとに、その総支払保険
金の金額から、当該蚕繭に係る」に、
「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準
被害率」に、「額を超過する部分の金
額」を「金額を差し引いて得た金額」
に改め、同号を同条第二号とし、同
条に第一号として次の一号を加え
る。

一 農作物共済に係るものにあつ
ては、共済目的の種類たる農作
物ごと及び農業共済組合連合会
の組合員たる組合等ごとに、そ
の総支払共済金の金額から、当
該農作物に係る通常責任共済金
額を差し引いて得た金額

第百三十八条第一項中「再保険関
係が成立したときは、」を削り、「再
保険関係に関する事項を主務大臣
に」を「主務大臣に対し、当該農業共
済組合連合会とその組合員との間に
存する保険関係に関し必要な事項
を」に改める。

第百四十三条の二第二項中「第二
十九条第一項及び」を削る。

第百四十四条中「前条各号」を「前
条第二項各号」に改める。

第百四十五条の二を第百四十五条
の三とし、第百四十五条の次に次の
一条を加える。

第百四十五条の二 農業共済組合連
合会は、第百二十一条第二項の規
定により行なう事業によつてその
組合員に対して負う責任及び第百
三十二条の二第一項の規定により
行なう事業によつて同項に規定す
る者に対して負う責任を農業協同
組合法第十条第一項第八号の事業
を行なう農業協同組合連合会（全
国の区域をその地区とするものに
限る。）の共済に付することができ
る。

第百四十七条第三号中「の目的で
ない事業をしたとき」とが法律の規
定により行なうことができる事業以
外の事業を行なつたとき」に改める。
第百五十条の二を次のように改め
る。

第百五十条の二 国庫は、当分の
間、牛又は馬を所有し、又は管理
する者が当該家畜を死産病傷共済
に付することを円滑にするため、
毎会計年度予算の範囲内におい
て、政令の定めるところにより、
当該家畜を死産病傷共済に付して
いる組合員等又はこれらの組合員
等の構成する団体に對し、交付金
を交付することができる。

前項の交付金に相当する金額
は、毎会計年度予算で定めるとこ
ろにより、一般会計から農業共済
再保険特別会計に繰り入れる。
附則の次に別表として次のように
加える。

別表

一 水稻

区	分	割	合
〇・〇一以下の部分	〇・〇一をこえ、〇・〇二以下の部分	〇・〇二をこえ、〇・〇三以下の部分	〇・〇三をこえ、〇・〇四以下の部分
〇・〇四をこえ、〇・〇五以下の部分	〇・〇五をこえ、〇・〇六以下の部分	〇・〇六をこえ、〇・〇七以下の部分	〇・〇七をこえ、〇・〇八以下の部分
〇・〇八をこえ、〇・〇九以下の部分	〇・〇九をこえ、〇・一以下の部分	〇・一をこえ、〇・二以下の部分	〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分			

二 陸稻

区	分	割	合
〇・〇二以下の部分	〇・〇二をこえ、〇・〇四以下の部分	〇・〇四をこえ、〇・〇六以下の部分	〇・〇六をこえ、〇・〇八以下の部分
〇・〇八をこえ、〇・〇九以下の部分	〇・〇九をこえ、〇・一以下の部分	〇・一をこえ、〇・二以下の部分	〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分			

三 麦

区	分	割	合
〇・〇二以下の部分	〇・〇二をこえ、〇・〇三以下の部分	〇・〇三をこえ、〇・〇五以下の部分	〇・〇五をこえ、〇・〇七以下の部分
〇・〇七をこえ、〇・〇八以下の部分	〇・〇八をこえ、〇・〇九以下の部分	〇・〇九をこえ、〇・一以下の部分	〇・一をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分	〇・三をこえる部分		

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年
二月一日から施行する。ただし、
第百五十条の二の改正規定及び附
則第九条の規定並びに附則第十一
条中農業共済再保険特別会計法
(昭和十九年法律第十一号)第二十
一条を改める部分の規定は、公布
の日から施行する。

(農作物共済及び蚕繭共済に係る
新法の適用に関する経過措置)
第二条 改正後の農業災害補償法
(以下「新法」という。)第十二条、
第十三条、第六十六条から第九十
七条までの規定は、水稻、陸稻
及び蚕繭(以下「水稻等」という。)
については昭和三十九年産のもの
から、麦については昭和四十年産
のものから適用するものとし、昭
和三十八年以前の年産の水稻等及
び昭和三十九年以前の年産の麦に
ついては、なお改正前の農業災害
補償法(以下「旧法」という。)第十
二条、第十三条、第六十六条、第
百七条、第九十九条及び第三十四
条から第三十七条までの規定の例
によるものとする。

第三条 新法第百二十二条から第
百二十五条までの規定は、水稻及び
陸稻については昭和三十九年産の
ものから、麦については昭和四十年
産のものから適用するものとし、
昭和三十八年以前の年産の水稻及
び陸稻並びに昭和三十九年以前の
年産の麦については、なお旧法第
百二十二条から第百二十五条まで
の規定の例によるものとする。

昭和三十一年六月二十四日 参議院會議録第二十七号 農業災害補償法の一部を改正する法律案

(農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する経過措置)
 第四條 この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等(新法第十二條第二項の組合等をいう。以下同じ)とその組合員等(同条第一項の組合員等をいう。以下同じ)との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員等の営む新法第十五條第一項第一号又は第二号の業務の区分により新法の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(農作物共済等を行なわない組合等に関する経過措置)
 第七條 この法律の施行の際現に旧法第八十五條第一項(旧法第八十五條の七において準用する場合を含む。)の命令で定める場合に該当して、農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭につき農作物共済又は蚕繭共済を行なわない組合等については、新法第八十五條第二項前段(新法第八十五條の七において準用する場合を含む。)の規定により、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該農作物又は蚕繭を共済目的の種類とし、その農作物共済又は蚕繭共済において、その共済目的の種類たる農作物の全部又は蚕繭の全部を共済目的の種類とし、ないこととなるときは、新法第八十五條第二項後段(新法第八十五條の七において準用する場合を含む。)の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なわないものとみなす。

(共済掛金等に係る権利の時効に関する経過措置)
 第八條 この法律の施行の際現に存する旧法第八十八條(旧法第三百三十二條及び第四百三十二條において準用する場合を含む。)に規定する権利の時効については、なお従前の例による。

第五條 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法(農作物共済の共済関係に係るものにあつては、附則第三條の規定によりその例によるものとされる旧法第二百二十二條)の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(乳牛加入奨励金に関する経過措置)
 第九條 旧法第五十條の二第一項の規定による補助金で昭和三十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

(農作物共済に係る共済掛金率の変更に伴う補助金の交付)
 第十條 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、新法の適用により共済掛金率の変更を行なつた組合等で政令で定めるものの組合員等に対し、当該変更後の共済掛金率のうちの組合員等の負担に係る部分の増加の割合を基礎として政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することとする。

2 前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てられ、当該組合等に交付し、当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てられ、当該農業共済組合連合会に交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

3 第一項の補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。
 (農業共済再保険特別会計法の一部改正)
 第十一條 農業共済再保険特別会計

法の一部を次のように改正する。
 第三條中「交付金」の下に、「同法第十四條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を加える。
 第二十二條中「農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四號)第九條ノ規定ニ依ル」を「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百一十號)附則第十條第一項ノ」に改める。

第二十一條中「第百五十條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第百五十條の二第一項ノ交付金」に改める。
 (農業共済基金法の一部改正)
 第十二條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。
 第四十七條第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらにも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は蚕繭共済又はは、」を「第八十五條の三第四項又は第五項に、」を「第八十五條の三第三項又は第五項に、」を「第八十五條の三第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済を、」を「第百四條第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済に改め、」を「第八十五條の二第七項」を「第八十七條の二第八項」に改める。

第四十九條第一項中「第八十五條の三第四項又は第六項」を「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第百四條第三項」を「第百四條第四項」に改める。
 第五項に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

(櫻井志郎君登壇)
 ○櫻井志郎君 たいだいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

現行農業災害補償制度については、最近における災害発生状況及び農業経営の変化に伴って、その改正が要望されるに至り、政府はこれに対処して、第三十八、三十九及び四十國會に改正法案を提案したのでありますが、継続審査あるいは審議未了となり、その後、新たに検討を加え、本改正法案が提出されたのであります。

この改正法案のおもな内容は、概略次のようであります。
 第一は、農業共済組合等の農作物共済の共済責任を拡充して、掛け捨てに對する農家の不満の緩和に資することとしたのであります。

第二は、農作物及び蚕繭共済に對する画一的強制方式を緩和して、任意加入の幅を広げ、さらに組合等が共済事業の一部を廃止することができるよう範圍を拡大したのであります。
 第三は、農作物共済の損害補てんの内容を充実し、その結果、全損の場合の実質的最低補てん割合は、従来の約四割九分から約六割三分に引き上げられることになるとされております。

第四は、農作物共済の共済掛金率の設定と、共済掛金の国庫負担方式を改め、基準共済掛金率を組合等ごとに設定して、組合等の被済率がそのまゝこれに反映するようにするとともに、共済掛金の国庫負担についても、直接組

五項に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第二項中「第百四條第三項」を「第百四條第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

法の一部を次のように改正する。
 第三條中「交付金」の下に、「同法第十四條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を加える。
 第二十二條中「農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四號)第九條ノ規定ニ依ル」を「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百一十號)附則第十條第一項ノ」に改める。

第二十一條中「第百五十條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第百五十條の二第一項ノ交付金」に改める。
 (農業共済基金法の一部改正)
 第十二條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。
 第四十七條第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらにも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は蚕繭共済又はは、」を「第八十五條の三第四項又は第五項に、」を「第八十五條の三第三項又は第五項に、」を「第八十五條の三第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済を、」を「第百四條第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済に改め、」を「第八十五條の二第七項」を「第八十七條の二第八項」に改める。

第四十九條第一項中「第八十五條の三第四項又は第六項」を「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第百四條第三項」を「第百四條第四項」に改める。
 第五項に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

(櫻井志郎君登壇)
 ○櫻井志郎君 たいだいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

合等ごとに最低を二分の一とする超過累進方式によることとしたのであります。

第五は、水稻の病害虫についてその防止が適正に行なわれる見込みがあるときは、共済掛金の減額によって不要となつた国庫負担額のうちから、病害虫防除事業に対し、補助金を交付することとしたのであります。

第六は、建物共済について、共済団体と農協系統団体との間の事業分野の調整に資するため、農業共済組合連合会は、建物共済の責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の共済に付することができるとした等でありま

す。委員会におきましては、改正法案提出までの経緯及び制度協議会案との関係、制度の実施状況及び運営方針、制度の基本的意義及び根本的改正、共済対象の拡大、制度の公営、家畜共済、水稻の病害虫の防除対策、任意共済及びこれが共済団体と農協系統団体との事業の調整、共済事業と税制、共済組合員の性格、組合の解散、共済団体の機構及び運営、特にその経理、損害賠償及び職員の特遇、経費の国庫負担及び補助、賦課金等に関する諸般の事項が問題になりました。

質疑を終わって、討論に入り、日本社会党を代表して渡辺委員から、原案は指摘された問題について十分納得するに至らないとして、共済組合の機構、事務費の全額国庫負担、共済事業の一部廃止と再開、無事戻し準備金、共済責任と保険責任、共済掛金率の変更に伴う補助金及び組合等の支払い共済金不足措置等に関する修正案を提出され、この修正案は予算を伴うため、内閣の意見を求めましたところ、修正案は制度の根幹に触れ、予算の大幅な増

額を要する等のため、にわかに賛成しがたい趣旨の意見が述べられました。次に、第二院クラブの森委員から、近い機会に抜本的改正を期待し、一歩前進している改正案の早期成立を期する旨を述べて原案に賛成されるとともに、制度の改正及び運用に關し政府の善処を求める趣旨の入項目にわたる附帯決議案を提案され、

次に、自由民主党を代表して仲原委員から、改正案は適當かつ前進であるとして原案に賛成され、附帯決議案にも賛成が述べられました。次に、北条委員は公明会を代表して、わが国農業の近代化に即応する制度の抜本的改正を見るに至っていないが、農家の希望の実現に資するため、原案に賛成し、附帯決議の実施を希望されまし

た。次に、天田委員は民主社会党を代表して、将来の方向としては、国家補償方式が適當であるが、改善のものとして、附帯決議の実現を条件とし、原案に賛成されました。

続いて、採決の結果、渡辺委員提出の修正案は多数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、森委員提案の附帯決議案は全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、これに対し政府側から、十分尊重して善処する旨の発言がありました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。大森創造君。

○大森創造君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論をいたさんと

するものであります。この制度は、昭和二十二年発足以来十数年を経過して今日に至っているものであります。終始農民や関係者から期待されながら、ついに喜ばれる制度にはなり得なかったものであります。その根本的原因は、今まで十数回にわたつて改正がなされましたが、いつの場合でも、ひより見れば、姑息な、現状維持的な部分的手直しに終始して、真に農民の生活と営農の立場からの改正が行なわれなかったところにあると断ぜざるを得ないのであります。このことは、今次国会における衆参両院の委員会の質疑の間に、超党的に各委員から鋭く指摘され続けられてきたところでありま

す。今、この制度を少しく経過的、歴史的にたどつてみますと、昭和二十七年から衆参両院あけて抜本的改正の決議や要求をあらゆるところに行ない、院内に各種の研究會、協議會などを設置し、改善の方途を見出すべく苦闘し続けてきたことは、御承知のとおりであります。それらの動きの中で特に注目すべきは、去る昭和三十三年四月一日、農林省に衆参両院議員を含む四十四名の委員から成る農業災害補償制度協議會の設置を見、その結論が翌三十六年の二月十三日に、当時の周農林大臣になされたこととでございます。学識経験者を初め、与党議員多数を加え、農林省また実質的にこの審議に参画して、約一年にわたつて慎重に検討を重ね、各団体、各政党が、相対錯する利害を越え、歩み寄り、少なくとも制度の根本に触れての問題について、万全なものとは言えないにしても、一致した結論を得たことは、各位御承知のとおりであります。中央段階を事業団一本にして二段階にいたす問題、あるい

は農家単位連共済など、重要な懸案の諸問題について、満場一致の決議が得られたのであります。しかるに、その貴重な結論を、与党の農林部会なるものが、総選挙を前にして、例によつて党利党略的偏見から一方的に骨抜きにいたしました。政府またこれを好例として、制度の抜本改正をやむやみに見送つてしまつた経過の中にこそ、今日ある一切の禍根の因子があつたと言わざるを得ないのであります。

一方この制度の内容に立ち入つてみますと、基準反収と損害評価の問題、市町村公営化が漸次増加してありますが、その実情にかんがみ、その適正な運営を促進すべきである点、農家単位連共一筆連共という問題、あるいは任意共済に対する検査の問題、職員待遇の問題、したがつて、農家が共済掛金、事務費等において相当の負担をし、政府もまた相当の助成をいたしておりますが、所期の成果を上昇得ない点など、全般的に慢性的矛盾と混亂、ひいては非能率的運営を招いていくことは御承知のとおりでございます。その起因するところは、むしろ制度的、構造的なものの求められると考へられるのであります。すなわち、この制度は、中央段階では、共済特別會計、共済基金、共済協會などあり、その中央段階と市町村の共済組合等の間に連合會があるものであり、また、それを運用の面から見ると、市町村段階では共済、県及び国の段階では保障、さらに超異常災害には国家補償的運営が行なわれるという、世界にもその類例を見ないほど複雑多岐な機構と運営であるのであります。この点にこそ焦点を当て、改革を要する根本的問題があると断ぜられるのであります。

一面、この制度は、急速に変貌しつつある農村の実情に適合しない重大な欠陥があることを見のがし得ないのであります。すなわち、昭和三十六年に國期的と称する農業基本法を施行し、鳴りもの入りで選択的拡大と構造改善を叫んだはずの政府が、今日の改正案によつて、はなはだ消極的であり、貿易自由化を踏まえての多難なる農業情勢に対応する意欲的な取り組みがほとんど見られないのは、那辺にその意図があるのでありましようか、疑わざるを得ないのであります。作物共済のうち、わずかに水稻作について若干の手直しをしたにすぎず、現在最も問題にされている麦の減反、果樹共済あるいはその他の畑作物、家畜の多頭化飼育化などの実情に即した総合的農業共済の制度が、今日もまた見送られていくことは、農業基本法の条文の趣旨にかんがみるときに、政府がいかに釈明しようとも、農業基本法のありがたい文句が、単に気休めの口頭禪としかわれわれの耳に響かないのであります。

無災害地帯では掛け捨てが多く、無事戻しの実効が上がつていないこと、共済金の支払いが実損に比し少ないこと、掛金率が被害の実態に即してないことなどが、現在生産農家の不満とするところでありまが、これが漸次に本制度への不信感を醸成し、組合の解散と事業停止が行なわれていくという事態が出て参りましたことは、御承知のとおりであります。素朴な農民が、じかに、はだに感じとつていくこれらの不満は、現象的側面にすぎず、根は深いと申さねばなりません。構造的、制度的矛盾にはおかりして、農民の自主的な自然発生的な組合解散の動きに対して、一片の次官通達で押え

つけないときは、権力をかさに

つけないときは、権力をかさに

つけないときは、権力をかさに

着た小手先の官僚主義的悪あがきと言ふべく、根本的解決にはほど遠い仕儀と申すほかございません。運営の停滞と混迷、非能率をもちたし、ために、会計検査院から不正不相当の尤たるものとして歴年指摘され続けている醜態を露呈していることは、遺憾千万と存するのでございます。

今までの経過の中で明らかに指摘できることの一つは、政府が常にそのときどきの与党の動きや利害の錯綜する団体間の思惑などにのみとらわれて、うき身をやつし、その日暮らしの気やすさに安住し、真に農家と農業の将来を憂慮して、腰を据えて制度の改正に乗り出す決意と意欲が欠けていたという点であります。

一部の手直しにすぎぬ今回の改正案は、実施とともに農民の不満と不信を買ひ、やがて制度の崩壊に至ることが予見されるのであります。その事態に立ち至って、政府がまた重い腰を上げてそれを受けて立たざるを得ないことは、これまで火を見るよりも明らかであります。この不徹底な改正案に対し反対の立場をとるゆゑんであります。

わが党は、決して制度そのものの廃止を望むものではなく、農民の生活と営農を守る立場から、慎重検討の結果、建設的で実現可能な修正案を用意いたしました。その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。修正案の一項に、政府が法律に基づく審議会を設けて抜本改正の検討を義務づけているゆゑんもここにあらるのであります。

姑息にして部分的、現状維持的今回の改正案には反対せざるを得ず、政府は勇断をもって抜本改正に踏み切るべしと申し上げて、反対討論を終る次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 仲原善一君。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論をいたします。

御承知のとおり、わが国の経済は、国民の優秀な能力とたゆまざる努力によりまして、世界にもまれな高度成長を遂げつつあります。この発展の基礎には、幾多の困難な条件を克服しながら農業生産に精進し、民族の苗代としての使命を果たしてきた農業及び農民があつたことを、忘れてはなりません。同時にまた、現行の農業災害補償制度が昭和二十二年に発足して以来、幾多の改正を伴ひながら、重要な災害対策の柱として農業経営の安定発展に寄与し、ひいてはわが国経済発展の大きなささであつたことも忘れてなりません。

現に、このたびの長雨による被害について、共済掛金の早期支払いが強く要請されている事情を見ましても、本制度に寄せられる農民の期待がいかに大きいかが、うかがわれるのであります。

しかしながら、最近、農業生産の基盤が整備され、また、耕種技術が改善されるなどによりまして、昭和三十年以後の連続豊作が物語る通りであります。に、作物が安定し、被害地域が少なくなつて参つております。かように本制度の基礎条件が大きく変化するに従ひまして、農家のこの制度に対する不満が起つて参りましたことも事実でございます。そのおもなものを拾つてみますと、農家の負担に比べていわずに掛け捨てが多いこと、無事戻し制度が実効をおさめていないこと、実際の損害額に比べて共済金の支払い額が少なく、共済掛金率が被害の実態に

即応していないこと、防除技術の発展している水稲について病虫害を共済事故とすることは不合理であることなどでございます。

今回の改正案は、以上のような農家の不満に対処するため提案されたものでありまして、その内容は、農作物共済を中心とした次の五点到要約できるものであります。

まず第一は、共済組合または共済事業を行なう市町村の共済責任を拡充し、掛け捨ての不満を緩和することともに、無事戻しの制度を拡充したこととあります。

第二は、画一的な強制方式を緩和いたしまして、零細規模のものに適用する任意加入の範囲を拡大し、また、事業量が僅少である等の場合には、組合は共済事業の一部を廃止することができることとした点でございます。

第三は、損害てん補率の引き上げであります。単位当たり共済金額の最高限度を引き上げることによりまして、損害に対する実質てん補割合を現行約四九%から約六三%に引き上げたことであります。

第四は、共済掛金率をきめる方式を改めまして、組合等ごとに被害の実態に適合するよう新しく工夫をこらされると同時に、国庫負担の方式を合理化いたしましてその公平を期したこととあります。

第五は、水稲の病虫害について防除体制の整備されている組合などにおきましては、これを共済事故から除くことが可能のこととし、これに対応する共済掛金の部分を割引し、これに伴つて不要となる国庫負担分を財源として病虫害防除事業に補助することとしたことであります。

その第一は、本改正案は制度の抜本的改正に触れていないではないかという批判であります。この問題については、その意味する内容がいまだ明確にされてないという点がございしますが、批判者の質問を通じて受け取られる重要な点の中には、共済あるいは保険の制度すべきではないかという点でございます。しかし、国家補償の考えの根底には、農地を固有あるいは共有にし、労働を強制する、いわゆる社会主義経済の思想につながるものがあると考えられるのであります。この点は、土地所有権をもとにして自由経済を建前とする私どもの容認できないところでございします。私どもは、農業もまたりっぱな企業として育成すべきものであるという所信のもとに、自然的災害に弱い農業に対し、農業基本法の趣旨にのっとり、手厚い補助助成政策を実施すべきものと考えます。したがって、本制度もまた、農家の相互扶助、隣保共助の精神の上に立つて自主的に築き上げられるべきものであつて、共済あるいは保険的性格のものでなければなりません。かくしてでさうしたこの制度に対し、国は惜しみなく国費を投じて補助育成すべきものと信ずるものであります。たとえ国庫の負担が全額であつても、これは国家補償の観念からではなくて、補助の建前でないければならぬと信じております。

その二は、協議会の答申が十分取り入れられていないという批判でございます。前にも述べましたように、画一的強制方式の緩和、組合等の共済責任の拡充、補てん内容の充実、共済掛金率及び国庫負担方式の合理化、水稲の病虫害の共済事故からの除外など、いずれも協議会の答申事項が取り入れられた結果でありまして、わすかに事業団の設立と農家単位制を見送つただけにとどまつております。

その三は、農家単位制が採用されなかつたことについての批判でございます。したが、これは現行の一筆単位制と比較して現時点においては一長一短があるもので、さらに検討を加えることが適当であると思はれるのであります。将来、土地基盤が整備された際には、農家単位制の特徴が十分発揮されるもので、この制度も実現されるものと期待してあります。現に、昭和三十三年に行なわれました総理府の世論調査によつて見ましても、一筆単位制がよいとするものが五八%、農家単位制がよいとするものはわずかに一五%でございします。

その四は、この制度の機構が、組合、県連、国の三段階制であつて、事業団の新設による二段階制が実施されないことに対する不満でございます。しかしながら、本来、農家の自主性を尊重しつつ、共済あるいは保険方式によつて損害を合理的に補てんしようとするこの制度にありましては、今回の改正によつて制度に対する農家の理解が深まり、三段階制の妙味が十分発揮されるものと思ひます。

その五は、選択的拡大農産物、特に果樹の必須共済が改正案に盛り込まれていないという点に対する不満でございます。昭和三十五年以来、調査研究を継続し、

また、三十八年度からは主要果実生産地域について試験調査を予定するなど、前向きな姿勢にあるのでありまして、近い将来、この実現が期待されるところと信じております。

以上述べましたように、これらの批判の多くは、あるいは客観的情勢に対する見解の相違に基づくもの、制度に対する十分な理解を欠いているもの、または一方的立場にとらわれて故意に異説を唱えるものと断ぜざるを得ないのであります。

最後に、日本社会党が農林水産委員会に提案しました修正案について若干触れてみたいと思ひます。この案の骨子は、制度協議会の答申を中心としたものであります。政府案において時期尚早と見て送られた三段階制機構の改革及び農家単位制の採用は取り入れられておりません。また、必ずしも法律の規定あるいは改正を必要としな

い事項もありません。さらに、財政的な負担についても問題があるのであります。以上、いゆる抜本的改正とはおよそ縁遠く、技術的な部分を主としたものと認めざるを得ないのであります。したがって、政府原案に比べて基本的にさほどの差がなく、むしろ政府案のほうにより多くの妥当性を認めざるを得ないのであります。にもかかわらず、すべてが、しからざれば無と

いった態度で、政府案にあえて反対する社会党の態度は、まことに遺憾であります。

以上、今回の改正案は、現段階においてきわめて適切妥協的なものと考へて、原案に賛成を表明するものであります。

○議長(重宗雄三君) 中原君、時間が参りました。

○中(原善一君(統)) 政府においては、この法律が成立した上は、その運営に

万全を期せられることはもちろん、特に委員会に決定しました附帯決議案に盛り込まれております各般の事項の実現については遺憾なきを期せられることを期待し、特にまた、従来、農業共済団体と農協系団体との間に、建物の任意共済事業をめぐって競合する問題がありました。今回の改正を機会に、両関係団体において円満に事業調整されるに至つたのでありますから……。

○議長(重宗雄三君) 中(原善一君(統)) 参りました。

○中(原善一君(統)) この合理的指導にさらに万全を期せられるように強く要請して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十四分散会

出席者は左の通り。

議員

森 八三二君

牛田 寛君

野知 浩之君

中尾 辰義君

赤間 文三君

浅井 亨君

増原 恵吉君

堀本 宜実君

議長 重宗 雄三君

副議長 重政 庸徳君

議員 洪谷 邦彦君

沢田 一精君

鈴木 一弘君

島島徳次郎君

加賀山之雄君

北條 鶴八君

鈴木 恭一君

奥 むめお君

高瀬 莊太郎君	和泉 寛君	高瀬 莊太郎君	和泉 寛君
上原 正吉君	古池 信三君	上原 正吉君	古池 信三君
最上 英子君	市川 房枝君	最上 英子君	市川 房枝君
小平 芳平君	岩沢 忠恭君	小平 芳平君	岩沢 忠恭君
岡崎 真一君	三木 與吉君	岡崎 真一君	三木 與吉君
村上 義一郎君	佐藤 尚武君	村上 義一郎君	佐藤 尚武君
白土 義一郎君	武蔵 武君	白土 義一郎君	武蔵 武君
野田 俊作君	笠森 順造君	野田 俊作君	笠森 順造君
中上川 アキ君	北口 龍徳君	中上川 アキ君	北口 龍徳君
山崎 齊君	丸茂 重貞君	山崎 齊君	丸茂 重貞君
熊谷 太三郎君	久保 勘一君	熊谷 太三郎君	久保 勘一君
亀井 光君	天竺 良吉君	亀井 光君	天竺 良吉君
石谷 憲男君	植垣 弥一郎君	石谷 憲男君	植垣 弥一郎君
徳永 正利君	井川 伊平君	徳永 正利君	井川 伊平君
鹿島 俊雄君	仲原 善一君	鹿島 俊雄君	仲原 善一君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	豊田 雅孝君	天坊 裕彦君
竹中 恒夫君	鈴木 万平君	竹中 恒夫君	鈴木 万平君
山下 恒一君	村上 春蔵君	山下 恒一君	村上 春蔵君
西田 春江君	山本 利壽君	西田 春江君	山本 利壽君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君	佐藤 芳男君	平島 敏夫君
鍋島 直昭君	堀 末治君	鍋島 直昭君	堀 末治君
藤野 繁雄君	西郷 吉之助君	藤野 繁雄君	西郷 吉之助君
紅 みつ君	杉原 荒太君	紅 みつ君	杉原 荒太君
田中 茂穂君	大野 秀次郎君	田中 茂穂君	大野 秀次郎君
寺尾 豊君	植竹 春彦君	寺尾 豊君	植竹 春彦君
黒川 武雄君	西川 茂五郎君	黒川 武雄君	西川 茂五郎君
上林 忠次君	野上 進君	上林 忠次君	野上 進君
温水 三郎君	岸田 幸雄君	温水 三郎君	岸田 幸雄君
山本 杉君	川上 為治君	山本 杉君	川上 為治君
米田 正文君	金丸 富夫君	米田 正文君	金丸 富夫君
櫻井 志郎君	松野 孝一君	櫻井 志郎君	松野 孝一君
柴田 栄君	大谷 藤之助君	柴田 栄君	大谷 藤之助君
江藤 智君	石井 桂君	江藤 智君	石井 桂君
吉江 勝保君	堀見 俊二君	吉江 勝保君	堀見 俊二君
井上 清一君	加藤 武徳君	井上 清一君	加藤 武徳君
鈴木 亨弘君	堀原 茂嘉君	鈴木 亨弘君	堀原 茂嘉君
小林 武治君	高野 一夫君	小林 武治君	高野 一夫君
吉武 恵市君	高橋 衛君	吉武 恵市君	高橋 衛君
小柳 牧衛君	杉浦 武雄君	小柳 牧衛君	杉浦 武雄君
林屋 亀次郎君	那 祐一君	林屋 亀次郎君	那 祐一君
安井 謙君	高橋 進太郎君	安井 謙君	高橋 進太郎君
木村 篤太郎君	津島 壽一君	木村 篤太郎君	津島 壽一君

斎藤 昇君	野本 品吉君	斎藤 昇君	野本 品吉君
小宮 市太郎君	矢山 有作君	小宮 市太郎君	矢山 有作君
瀬谷 英行君	頼 誠一君	瀬谷 英行君	頼 誠一君
吉田 忠三郎君	渡辺 勘吉君	吉田 忠三郎君	渡辺 勘吉君
村山 道雄君	林 虎雄君	村山 道雄君	林 虎雄君
大森 創造君	豊瀬 積一君	大森 創造君	豊瀬 積一君
鶴岡 哲夫君	佐野 廣君	鶴岡 哲夫君	佐野 廣君
後藤 義隆君	林田 正治君	後藤 義隆君	林田 正治君
柴谷 要君	大矢 正君	柴谷 要君	大矢 正君
北村 暢君	横山 フク君	北村 暢君	横山 フク君
前田 久吉君	伊藤 顕道君	前田 久吉君	伊藤 顕道君
光村 基助君	秋山 長造君	光村 基助君	秋山 長造君
村松 久義君	大倉 精一君	村松 久義君	大倉 精一君
藤田 藤太郎君	中村 順造君	藤田 藤太郎君	中村 順造君
下村 定君	田中 一君	下村 定君	田中 一君
加藤 シヅエ君	木村 福八郎君	加藤 シヅエ君	木村 福八郎君
阿部 竹松君	戸叶 武君	阿部 竹松君	戸叶 武君
久保 等君	岩間 正男君	久保 等君	岩間 正男君
須藤 五郎君	野坂 参三君	須藤 五郎君	野坂 参三君
小林 武君	安田 敏雄君	小林 武君	安田 敏雄君
千葉 千代世君	永末 英一君	千葉 千代世君	永末 英一君
横川 正市君	鈴木 強君	横川 正市君	鈴木 強君
相澤 重明君	向井 長年君	相澤 重明君	向井 長年君
田上 松衛君	藤田 進君	田上 松衛君	藤田 進君
永岡 光治君	近藤 信一君	永岡 光治君	近藤 信一君
阿具 稔君	米田 勲君	阿具 稔君	米田 勲君
天田 勝正君	佐多 忠隆君	天田 勝正君	佐多 忠隆君
成瀬 輔治君	村尾 重雄君	成瀬 輔治君	村尾 重雄君
藤原 道子君	大和 与一君	藤原 道子君	大和 与一君
椿 繁夫君	松本 治一郎君	椿 繁夫君	松本 治一郎君
岡田 宗司君	羽生 三七君	岡田 宗司君	羽生 三七君
千葉 信君		千葉 信君	
赤松 常子君		赤松 常子君	
厚生 大臣	西村 英一君	厚生 大臣	西村 英一君
農林 大臣	重政 誠之君	農林 大臣	重政 誠之君
通商産業 大臣	福田 一君	通商産業 大臣	福田 一君
運輸 大臣	後藤 健太郎君	運輸 大臣	後藤 健太郎君
建設 大臣	河野 一郎君	建設 大臣	河野 一郎君
政府委員	古屋 亨君	政府委員	古屋 亨君
総理府総務 副長		総理府総務 副長	

大蔵政務次官 池田 清志君
郵政政務次官 保岡 武久君
電気通信監理官 岩元 崇君

旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年六月十三日
上原 正吉
参議院議長重宗雄三殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書
旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書
旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書
旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書

一、旧陸軍共済組合員で、旧陸軍共済組合における撰挙組合員制度創設前に任官し、終戦により恩給受給年限に達しないで退職せしめられたため、旧陸軍共済組合の年金又は普通恩給のいずれをも受給できなかつた者は、現行法適用者と著しく不均衡であるが、これは是正できないか。

二、旧軍属として勤続二十年未満の者で終戦により旧陸軍共済組合の年金受給年限に達しないで退職せしめられた者に対し、その勤続期間を、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の例に仿し、厚生年金法又は国民年金法において通算することは不可能か。

三、旧陸軍共済組合員で、旧陸軍共済組合の年金受給年限に達しないで任官し、恩給受給年限に達しない退職者、通算年金通則法により通算し、通算退職年金を支給することはできないか。

昭和三十八年六月二十四日 参議院會議録第二十七号

四、以上の諸点は、いずれも現行法の改正が必要と思われるが、国民皆年金の見地から、政府は現行法の改正をする考えがあるか。

昭和三十八年六月二十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長重宗雄三殿

参議院議員上原正吉君提出旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問に対する答弁書を送付する。

一、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一二八号)及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十年法律第一二九号)は、現在公務員として勤務しているものの取扱いを定めているものであり、これらの法律施行前に退職した公務員の年金制度の取扱いは、旧陸軍文官に限らず、すべて従前の例によることを建前としているので、御質問の趣旨に沿うことは、他の官庁等の同様な事例の者との均衡から考えて困難であるほか、この間に制度の基本的な改正が行なわれているので、現行法の適用対象を過去に遡及させることには、相当の疑義があると思われる。

二、通算年金制度においては、昭和三十六年四月一日以降の期間について通算を行なうことを原則とし、過去の期間については、脱退一時金が支給されていない場合に限り通算する建前である。旧軍属の期間については、旧共済組合制度においてすでに脱退一時金の支給が行なわれているので、通算年金制度の趣旨からその期間を厚生年金又は国民年金の期間と通算することは困難と思われる。三、二と同様の趣旨から通算退職年金を支給することは困難と思われる。

四、以上のとおり、改正は困難と思われるが、二、三については、なお、慎重に検討したい。

〔第二十四号参照〕

審査報告書

日本国政府とニュー・ジラランド政府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めたの件
右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月六日

外務委員長 井上 清一
代理理事 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この約定は、わが国とニュー・ジラランドとの間で交換する小包の種類、小包の料金、その他小包交換に必要な基本的事項を規定したものであつて、この約定の締結によつて、小包郵便業務が直接に行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するので、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めたの件
右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月六日

外務委員長 井上 清一
代理理事 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この約定は、わが国と南アフリカ共和国との間で交換する小包の種類、小包の料金、その他小包交換に必要な基本的事項を規定したものであつて、この約定の締結によつて、小包郵便業務が直接に行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するので、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めたの件
右多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月六日

大蔵委員長 佐野 廣
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、最近における大阪国税局西税務署管内の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に對処し、納税者の利便と税務行政の適正な運営を図るため、西税務署の管轄区域を分割して、港税務署を設置しようとするものであつて、適当な措置と認められた。

二、費用

港税務署新設のため、昭和三十八年度予算に三千九百六十万円が計上されている。

審査報告書

總理府設置法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月六日

内閣委員長 村山 道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、總理府の附屬機關である宇宙開発審議会の目的に、内閣総理大臣に対して意見を述べ、内閣官房長官の任免は天皇が認証することとし、また宮内庁に臨時皇居造営部を設置することとするほか、總理府、宮内庁及び内閣法制局の定員を、それぞれ改正しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行に伴う必要な経費として約四百五十一万円が、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
一、日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、放送法第四十條の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

1 資産

昭和三十七年三月三十一日における資産総額は

定価 一部 十五円

(ただし負債額は二十円)

發行所

東京都港区赤坂英町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京六六六

官

課

八四六

三百七十一億三千八百三十九万六千円であつて、これを昭和三十五年度末の資産総額二百六十六億四百六十四万四千円に比較すると

百五億三千三百七十五万二千円が増加となつてゐる。

2 負債

昭和三十七年三月三十一日における負債総額は

百九十六億四千五百五十六万九千円であつて、これを昭和三十五年度末の負債総額

百四十二億五千八百五十八万一千円に比較すると

五十三億八千二百九十八万八千円の増加となつてゐる。

3 損益

昭和三十六年度の損益は

事業収入総額 四百八億六千四百一十八万八千円

事業支出総額 三百五十六億九千九百六十七万四千円

差引剰余は 五十一億六千四百三十四万八千円となつてゐる。

二、本件を審査した結果

異議がない。
右の通り多数をもって議決した。よつて報告する。

昭和三十八年六月六日

通信委員長 伊藤 顕道
参議院議長重宗雄三殿

参議院會議録第二十六号中正誤

へう段 行 誤

八二一 一 開発

開花

突風

正